

事例研究：
調査書並びに指導要録における自己情報開示請求に係る
行政支障該当性についての考察

吉 本 多栄子

Summary

**Case Study: An Analysis of Administrative Problems to be Incurred by Disclosing
One's Own Information in a Student's School Report and a Cumulative Guidance Record**

YOSHIMOTO Taeko

This paper analyses the court decisions of a case filed by former students, and those who have parental rights of those students, regarding the disclosure of evaluations of former students at grade schools. The suit was filed against the Nishinomiya Board of Education under the Nishinomiya city Individual Information Protection Ordinance. The paper also addresses how sensitive information such as educational information in public entities should be dealt with, whether or not public schools could withhold subjective types of evaluation by teachers, and how this case would be dealt with if this suit were filed by the Information Disclosure Act, enacted in 2001.

この事例研究においては、自己個人情報保護条例に基づく開示請求訴訟である原審の神戸地方裁判所判決並びに控訴審である大阪高等裁判所判決を取り上げ、教育情報であるところのセンシティブ情報の法的解釈や自己に対する自己情報の開示の適法性、そして行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）に照らした場合の法解釈や問題点等を考察しました。

調査書並びに指導要録における自己情報開示請求に係る行政支障該当性についての考察

対象事例 1 :

- (判例自治187号) 「指導要録・調査書非開示処分取り消し請求事件」(西宮市)
神戸地裁平成7年(行ウ)第7号(甲事件)・第8号(乙事件) 平成10年3月4日判決:一部容認・一部棄却・控訴

判旨 本件は個人情報保護条例に基づく開示請求であり、非開示情報（調査書・指導要録）のうち、評価者の主観的評価が記載される部分については、行政阻害（公正かつ適正な行政執行が妨げられる事が明らか）情報に該当するとして原告らの請求を棄却し、そのほかの客観的評価部分については開示するべきとした。

- 以下の非公開とした部分を取り消す。(開示へ)

指導要録: 159頁
(BとF表)「各教科の学習の記録」欄の「評定」欄、「特別活動の記録」欄、「行動および性格の記録」欄の「評定」欄、「出欠の記録」欄。

(B表)「各教科の学習の記録」欄の「観点別学習状況」欄。

(F表)「各教科学習の記録」欄の「観点別学習記録」欄。

(D, EそしてF表)「標準検査の記録」欄。

調査票¹: 159頁

(G表)「身体の記録」欄、「スポーツテスト」欄の「記録・得点」欄、「終結の記録」欄の「欠席日数」欄、「各教科の学習の評定の記録」欄の数字欄。

- 原告の余の請求は棄却。(非開示のまま)

対象事例 2 :

- (判例自治207号) 「指導要録・調査書非開示処分取り消し請求事件」(西宮市)
大阪高裁平成10年(行コ)第18号 平成11年11月25日判決:原判決変更・認容・確定

判旨 原審神戸地裁が非開示のままとして原告の請求を棄却した部分である。調査書（高校入学選抜の資料とする内申書）の記載のうち主観的評価に係る情報等（各教科の学習の評定の記録中の「参考事項」欄、「その他の特記事項」欄、「特別活動などの記録」欄、スポーツテストの「備考」欄、出欠の記録の「欠席などの主な理由」欄、「行動及び性格記録」欄）について、そして、小・中学校生徒指導要録の記載のうち、主観的評価に係る情報等（各教科の学習

記録および行動記録中の各「所見」欄、「標準検査の記録欄」について、本件条例（西宮市個人情報保護条例）による非開示処分が大阪高裁控訴判決により取り消された。

請求権者：原告・控訴人：本人および親権者

対象機関：被告・被控訴人：西宮市教育委員会

対象文書 —— 当該文書存在：指導要録並びに調査書(内申書)

参照法条：西宮市個人情報保護条例

開示基準：同条例 12条2項3号

西宮市個人情報保護条例

第1章 総則（目的）

第1条 この条例は、個人情報のとり扱いについて必要な事項を定めることにより、行政の適正な規制を確保するとともに、基本的人権の理念に基づき、個人情報の保護を図ることを目的とする。

第4章 自己情報の開示請求等の権利

(自己情報の開示請求)

第12条 何人も、実施機関に対し、第9条の規定による届出に係る個人情報ファイルに記載されている自己に関する個人情報（以下「自己情報」という。）の開示を請求することが出来る。

2. 実施機関は、次の各号のいづれかに該当する自己情報については、開示の請求を拒むことができる。

- (1) 法令または条例の規定により開示することが出来ないもの
- (2) 個人の評価、判断、判定等に関するもので、本人に知らせないことが正当であると認められるもの
- (3) 開示することにより、公正かつ適正な行政執行が妨げられることが明らかのもの
- (4) 実施機関が審議会の意見を聞いて公益上特に必要があると認めたもの

(自己情報の訂正、削除および中止請求)

第13条

- 1 何人も、自己情報について誤りがあると認める時は、実施機関に対して当該情報の訂正を請求することができる。
- 2 何人とも、第6条ⁱⁱまたは第7条ⁱⁱⁱの制限を越えて自己情報が収集されていくと認めるときは、実施機関に対して当該情報の削除を請求することができる。
- 3 何人も、第8条^{iv}の制限を越えて自己情報の目的外利用などが行われていると認めるときは、実施機関に対して当該情報の目的外利用等の中止を請求することができる。

判示分析

情報公開請求権は憲法13条（自己に関する情報をコントロールする権利）は抽象的権利であり、条例の趣旨や文言の解釈を通じて決められるべきであり、情報開示請求権が憲法上の権利である前提とすることは妥当でない。

当該文書である調査書は、学校教育法及び同規則に基づき、高等学校入学者選抜資料として当該生徒が在学する中学校の校長が作成して進学を希望している高等学校長宛てに送付される公文書であり、また、指導要録は、学校教育法施行規則により校長に作成が義務付けられた文書であり、児童・生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、指導及び外部に対する証明等として役立たせる為のものである。そして、進学・転学の際には、担任教師との間で引き継がれる為、教師間で使用される内部文書としての性格が強く、法令上の名文規定はないが指導要録は、児童、生徒または保護者などには公開しないという前提で記載されている。一方、通知表は、児童、生徒本人または保護者がこれを目にすることを前提に、教育的配慮に基づき工夫されている為、指導要録の記載内容や表現と通知表のそれとは異なる。

つまり非開示とする根拠法令は存在であるわけで、開示しない正当事由は慣習的根拠で十分であるかどうかの判断が重要である。また教育施行規則の文部省令第11号のもともとの立法趣旨は定かではないが、昭和22年当時の教育指導慣行から推測するに、児童、生徒並びに保護者等への調査書や指導要録の公開を教育政策の中に勘案していたとは断定しがたい。

神戸地裁はそれを客観的（単なる）事実記載と主観的評価部分に区分し、前者を公開とし、後者を12条2項3号の非開示事由にあたるとした。原告側の、開示は誤記の訂正や弊害の是正に資するとする主張は、地裁の判決では、「主観的評価は記載者の觀察力、洞察力、理解力により左右されるので、そもそも何が誤りであるかが明白であるといえない…異なる認識を有したもののが合意に達することは期待できない。」として退けられた。また、「行動所見や教科所見は継続的適切な指導教育を行うための基礎資料であり、そして主観的評価であるので、公開するとありのままに短所についての記載をしなくてはならないので、生徒が自尊心を傷つけられ、意欲や向上心を失い、あるいは教師や学校に対する不信感を抱いて、その後の指導に支障をきたす可能性がある。…保護者または生徒本人が、…反発や誤解をしたり、あるいは感情的になって、教師や学校との信頼関係を損なう場合があり得る。…逆恨みを抱き、トラブルが生じる可能性も否定できない。教師が弊害に鑑み、マイナス面についてのありのままの記載をしなくなったり、…内容が形骸化、空洞化し、適切な指導教育、高等学校入学者選抜の適正な資料としての機能を果たさなくなるおそれがあることも否定できない。」（156頁）であるので、12条2号3項の非開示事由にあたるとした。つまり公開（原因）をすると行政支障（結果）ができるという因果関係が判説された。

争点である12条2項3号（行政阻害情報）かどうかの判断の分かれ目になったのが、教育評価であるところの主観的評価と客観的評価の教育現場における影響、そして教師（学校側）と本人並びに保護者との信頼関係である。もっとも、客観的評価は、一義的な数値等の事実が記載された部分であるので、本人開示しても障害は生まれないが、主観的評価は、「生徒が自

尊心を傷つけられ、生徒と保護者、教師、学校とのトラブルとなり、それを恐れるあまり、教師が異議の「そうな事実を記載しないようになり、指導要録・調査書本来の機能を果たさなくなり、形骸化する。」という事由を、「弊害が現実的、具体的で客観的に明白である事を有する。」という非開示事由にあたるとして、神戸地裁は非開示とする判断を下した。

他方、大阪高裁の判決は、教育上の評価は、たとえ教師の主觀的評価・判断でなされるものであっても、正確な事実や資料に基づき、本人及び保護者からの批判に耐える適正なものでなければならぬ。もしもマイナス評価が調査票や指導要録のみに記載され、日ごろの注意や指導等がなければ、そのほうが問題であり、公開により信頼関係が破壊されると考えるのはおかしい。開示により感情的なトラブルが生じえないとはいえないが、このようなトラブルは日ごろの生徒との信頼関係の構築により避け得、また、そのように対処するのは教師の職責である。また、昨今多くの自治体での開示が行われつつあり、特に問題が生じておらない点を考慮するに、開示は社会の趨勢となりつつあると認められ^v、ゆえに、「公正かつ適正な行政執行が妨げられることが『明らか』である」とはいえない。さらに、教師との信頼関係が破壊されるという理由で、本人が自己の評価等を知りたく希望しているのを、『本人に知らせないことが正当であると認められるもの』というのにもあたらないとして、地裁判決の非開示部分についても非開示事由に該当しないとして、原判決を変更した。

個人情報保護条例は誤った情報や不正な手段で得られた情報に基づく評価の為に、不利益を取り扱いを受けることがないように防止することも趣旨・目的としており、(個人情報保護の観点から開示請求権などを認め、…誤りのある場合はこれを訂正し、) 教育上の評価の意義を考えると、学校側の主張する開示することによる教師と生徒との感情的なもつれや信頼関係の破壊が「客観的そして明白」であるとは断言できない。むしろ、保護者との懇談などの煩雑さの増加による教育現場の混乱を主に危惧しているようであり、本来、マイナス面をも含めた評価を本人が認識することによる教育的意義こそ評価するべきであり、煩雑さ等による混乱を恐れる余に、記載内容を粗雑にし形骸化させる事は本末転倒であると判示された。ただし、この教育現場における混乱を、控訴人側の主張している明らかな客観的行政支障性（阻害性）と言うことが出来ない、と断定することも判断が分かれる。しかしながら、市川氏が指摘しているように^{vi}、通知表（表帳簿）と内申書（裏帳簿）の2重帳簿制こそ改めていくべきであり、加えて、「内申書に書くぞ」という生徒の不安を使った脅し的な管理体制は健全な両者間の信頼関係であるとはいひ難いと考えられる。また通知表などの記載とも必ずしも一致していない場合があるので、非開示にする（その違いを本人が知らない）ほうが教師と生徒や保護者間の良好な信頼関係であるとは考えづらい。

争点整理

- 同条例12条2項3号、「開示することにより、公正かつ適正な行政執行が妨げられることが明らかのもの」にあたるかどうかの判断。
- 自己情報の本人からの開示請求の扱い

● センシティブ情報の扱い

以上の争点について西宮市公文書公開条例並びに行政機関の保有する情報の公開に関する法律(情報公開法)にも照らして、整理を試みたい。

西宮市公文書公開条例

第7条：実施機関は、次の各号の1に該当する情報が記載されている公文書については、公開しないことができる。

- (1) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報で、…
- (2) 市と国、地方公共団体その他公共団体(以下「国等」という。)との間の協議、依頼等に基づいて作成し、または取得した情報で、…
- (3) 市の内部または市と国等との間における調査、検討、審議、企画などの意思形成過程に関する情報で、…
- (4) 市または国等が行う立ち入り検査、試験、入札、交渉、涉外、争訟、人事その他の事務事業に関する情報で、公開することにより、事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生じるおそれのあるもの
- (5) 市の付属機関及び専門委員並びにこれらに類するもの(以下「審議会等」という。)に関する情報、…
- (6) 公開することにより、人の生命、身体または財産などの保護、公共の安全または秩序の維持に支障を及ぼすと認められる情報

情報公開法における第5条「事務または事業に関する情報」の非開示事由の解釈：

本規定は、行政機関の長に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要があり、又、事務または事業が其の根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」といえるものであることが求められる。「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

西宮市情報公開条例は、「著しい」支障が生じる「おそれ」となっているが、自己情報の開示請求等の権利を定める西宮市個人情報保護条例のほうは「おそれ」の表記がない。ゆえに、「明らかに」公正かつ適正な行政執行が妨げられることを具体的に示さなければ、非開示することは出来ないと考えられる。

情報公開法における本人からの開示請求についての解釈：

情報公開法の開示請求権制度は、何人にたいしても、請求の目的如何を問わず請求を認めていることから、本人から、本人に関する情報の開示請求があった場合にも、非開示事由である5条1のイからハ又は公益上の理由による裁量的開示(第7条)に該当しない限り、不開示

となる。なお、行政機関が保有する電子計算機処理に係る個人情報については、行政機関が保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律により、一定の個人情報ファイルに記載されている自己情報の開示が認められている。(13条参照)

次に自己情報についての開示請求の事例を見ていきたい。なお、下線の施した部分は其の要旨における重要な部分を示す。

自己情報についての開示請求の事例

1. 長野地、昭和62. 10. 22判、昭62（行ウ）9、行裁集38巻10号1423頁

長野県公文書公開条例（昭和59年長野県条例第4号）に基づき公開を請求された公文書の公開を拒み得るか否かについては、同条例が、県政に対する県民の理解と信頼を深め、公正な県政の一層の進展に寄与することを目的として定められたものであって、県民が自己に関する情報を行政機関から得る為の制度を定めたものでないから、請求者らが、同条例に基づき、同人の子の精神病院入院に際して、病院管理者から提出された同意による入院届につき、プライバシーを放棄して公開を請求したとしても、そのような事情は公開を拒みえる公文書か否かの判断を左右するものではないとした。

2. 神戸地、平7. 11. 27判、平6（行ウ）18、行裁集46巻10・11号1033頁

公文書公開請求権及び自己情報開示請求権は、いずれも憲法により直接付与されるものではなく、地方公共団体が条例として制定することにより、初めて具体的な権利となり、その内容、保証の限界などが定まるものであるところ、公文書公開制度が憲法21条などから導かれるいわゆる「知る権利」を実体法上の権利として実現しようとするものであって、両者は基本理念を異にし、性質や法技術的対応において独自の考慮を要する別個の制度というべきものであるから、いわゆる個人情報を非公開事由とする公文書公開条例の下において、請求者本人に関する情報が記載された公文書の公開請求がされた場合に、当該情報が自己情報であることを理由に、非公開事由にあたらないと解することは出来ない。

3. 神戸地、平7. 11. 27判、平6（行ウ）18、行裁集46巻10・11号1033頁

公文書の公開等に関する条例（昭和61年兵庫県条例第3号）に基づく自己の分娩に関する診療報酬明細書の公開請求に対し、県知事がした非公開決定につき、公文書公開制度における非開示事由は、誰にでも公開すべき情報と誰にたいしても公開しない情報を区別るものであるから、個人の思想、宗教、健康状態、病歴などに関する情報であって、特定の個人が識別され得るものうち、通常他人に知られたくないと認められるものを非公開事由として規定する同条例8条1号該当性の判断にあたっても、請求者が当該情報の本人であるか第三者であるかは考慮すべきではなく、また、同号に言う「通常他人に知られたくないと認められるもの」とは、特定の個人の主観的判断の如何を問わず、社会通念に照らして判断すると他人に知られたくないと思う事が通常であると認められる情報をいうものと解するのが相当であるとした上、前記

診療報酬明細書には請求者の健康状態あるいは病歴などに関する情報であって、特定の個人が識別され得るものが記載されており、同号所定の非開示事由に該当するとして、前記決定を適法であるとした。

4. 東京地、平8. 5. 23判、平6（行ウ）77、判例地方自治169号37頁

区立小学校に在籍する児童が教諭から体罰をうけた旨の訴えを受けて同小学校の校長が区教育長に提出した報告書について前記児童の保護者がした公開請求に対し、同報告書は品川区情報公開条例7条1号及び同条3号アに定める非公開文書に該当するとしていた非公開決定につき、同条1号が、個人に関する情報で、特定の個人が識別され、または識別され得るものが記載されている文書を非公開としているのは、あくまでも公文書に記載された個人に関する情報が当該個人以外のものに公開されることにより、当該個人のプライバシー等の利益が侵害されることを考慮したものと解すべきであるから、このような情報が記載されている文書であっても、当該個人本人からの公開請求に対しては、特段の事情のない限り、その公開を拒否する必要性も合理性もないというべきであり、前記公開請求当時、前記児童はいまだ中学1年生であってその保護者の保護下にあったことなどからすると、保護者による前記報告書の公開請求は同号の適用の関係では前記児童本人からの公開請求と同視出来るから、同児童の個人情報部分に関する限り、同号に該当することを理由にその公開を拒否することは出来ないというべきであり、又、前記報告書中の前記教諭の個人情報部分については、体罰があったとされる当日の状況や同教諭の言動という客観的な事実の報告が主なものであって、私生活や勤務評価などの事柄が含まれているわけではない上、このような報告書を当該保護者に公開することは、学校と保護者との信頼関係を醸成する上で有用であるとかんがえられることなどに照らすと、前記教諭の個人情報部分は同号を根拠に非公開とする合理的な理由に乏しいというべきであり、さらに、前記報告者は教育行政に関する情報が記載されたものではあるが、これを公開することによって教育行政の適正な執行に著しい支障を生ずるとは考えられないから、同条3号アに規定する情報が記載された文書にも該当しないとして、前記決定を取り消した。

5. 大阪高、平8. 9. 27判、平7（行コ）76、行裁集47巻9号957頁

公文書の公開等に関する条例（昭和61年兵庫県条例第3号）に基づく自己の分娩に関する診療報酬明細書の公開請求に対して、県知事が同条例8条1号の非公開事由に該当するとしていた非公開決定につき、同号は、公文書に記載されている個人情報が本人以外の者に公開されることによって本人のプライバシーが侵害されるのを防止するという趣旨の規定と解されるから、公開を請求するものの個人情報を記載した公文書は同号所定の公文書には含まれないと解すべきであり、前記診療報酬明細書は、同号の公文書に該当しないとして、前記決定を取り消した。

6. 東京高、平9. 3. 12判、平8 (行コ) 68、高民集50巻1号85頁

品川情報公開条例7条1号所定の個人識別情報が記載された公文書であっても、当該個人またはその保護者からの公開請求があった時は、前記個人識別情報が記録されていることを理由として公開を拒否することは出来ない。

7. 浦和地、平9. 8. 18判、平4 (行ウ) 7、行裁集48巻7・8号562頁

親が子の高等学校入学志願者調査書についてした埼玉県行政情報公開条例（昭和57年埼玉県条例第67号、平成6年埼玉県条例第5号による改正前、以下同様）に基づく公開請求に対する非公開決定につき、同条例7条本文は同条例6条1項1号所定の「通常他人に知られたくない個人に関する情報」について本人に公開請求権を認めているところ、同号に定める情報は個人のプライバシーに関するものとして非公開の保護を受ける情報であることからすると、同条例7条に言う「本人」とは当該情報の対象である個人を意味するものと解され、前記調査書に記載された情報は前記子に関するものであるから、その親は「本人」にあたらず、同人は前記調査書について同条本文に基づく公開請求権を有しないとして、前記決定を適法とした。

8. 長崎地、平10. 11. 18判、平10 (行ウ) 4、判例地方自治186号26頁

不利益処分を受けたとして公務員が県人事委員会に対して不服申し立て事案等関係文書に記載された情報のうち、長崎県情報公開条例に基づき同文書の開示請求をした前記公務員本人の所属部局、職名、氏名、住所、生年月日、職歴及び出身校、並びに同本人が作成して提出した文書に記録された情報につき、非開示事由としての個人情報を規定する前記条例9条2号の趣旨は、個人のプライバシーを確保しようとしたものであるところ、開示請求者が自己に関する情報の開示を求める場合には、プライバシー侵害の問題を生ずる余地はなく、請求者本人にとっては自己に関する情報が正確に記載されているかを知る意味があるから、前記本人の所属部署等の情報は同号に言う、「個人に関する情報」にあたらず、又、前記本人が作成して提出した文書の中に同人以外の第3者に関する情報が記録されていたとしても、同人に対する開示により、新たに当該第三者のプライバシーを侵害することにはならないから、同文書に記録された情報は、同号に非開示事由として確定する個人情報にあたらないとした。

次にセンシティブ情報、すなわち「評価等情報」（個人にかかる評価、診断などに関する情報）に関して考察したい。

センシティブ情報の解釈：

「評価等情報」（個人にかかる評価、診断などに関する情報）に関して、西宮市個人情報条例は非開示理由として、「個人の評価、判断、判定等に関するもので、本人に知らせないことが正当であると認められるもの」と明記している。「個人情報保護条例における『評価等情報』の規定は、情報公開条例における本人開示を否定する趣旨と解されるのではないか…その趣旨が事務事業上の支障を防止することにあると解釈されるのであれば、…センシティブ情報に

については、情報公開条例と個人情報保護条例にまたがった重複的、確認的な条文をおいたと理解される。… 情報公開条例にも、実施機関の事務事業情報、そして法人等情報・事業活動情報という不開示事由のおかれているのが通常であるから、両者をあわせ用いることで、個人情報保護条例の「評価等情報」と、まったく同じ対処が出来ることになると思われるのである。したがって、情報公開条例において、本人開示を認める解釈を施すことが、個人情報保護条例によって否定されていると解すべき理由はないと考えられる。だから保護条例で否定されても、情報公開条例で開示できないこともない。ただし『評価など情報』の意味についてとにかく本人に見せるべきではない情報があると解釈するなら、情報公開条例による本人開示は否定されていると考えざるを得ない。」（中川67）^{vii}

だが、西宮市個人情報保護条例12条2項2号「個人の評価、判断、判定等に関するもので、本人に知らせないことが正当であると認められるもの」と12条2項3号「開示することにより、公正かつ適正な行政執行が妨げられることが明らかのもの」が、別の事由として、「実施機関は、次の各号のいづれかに該当する自己情報については、開示の請求を拒むことができる。」とされているため、もしセンシティブ情報「評価等情報」（個人にかかる評価、診断などに関する情報）が、「本人に知らせないことが正当」と認められれば、今回の指導要録も開示するべきでないと判断される。しかし、実際問題、本人が自分の情報を知ることを、他者の判断によりその本人が知るべきかどうか正当性に否定できる理由・法的根拠に欠く為に、事務事業支障性で争われたものと判断される。

中川教授は「情報公開制度における本人開示について（下）」において、センシティブ情報の開示のあり方は、情報公開制度や個人情報保護制度を超えた問題分野であり、その立法的解決の困難さを指摘されておられる。「情報公開制度において本人開示の余地を認める解釈が、個人情報保護制度によって否定されているというだけの決定的な根拠はないように思われる。

… 個人情報保護制度と同じ程度にしか開示されないと思われる。問題は、本来的に、個人情報保護制度や情報公開制度の手に余る問題であり、立法的な解決が回避されつづけていることに由来するのではないかと思われる。」（72頁）

それではここにセンシティブ情報「評価等情報」にあたる教育情報の事務事業支障性判例を2例上げてみたい。要旨の重要な部分は下線を施した。

教育情報の事務事業支障性事例

● 浦和地、平11. 1. 25判、平8（行ウ）9等、判例地方自治189号68頁

県立高等学校入試の資料になる調査書に記載された学習の記録評定の合計点を転記したもの及びこれと学力検査の合計点との相関を作成した図表のうちいづれも自己に関する部分に付き、前記転記部分を開示することは調査書の該当部分を開示することと同じ結果となり、これは評価方法や記載の目的が異なるいわゆる通知表における各教科に関する評定との相違について疑義を生じ、又、前記図表部分を開示すると、新聞に掲載される学力検査の回答を基に自己採点した結果との比較により、調査書の記載内容が不当に不利益なものであったのではない

かという懸念を生じさせ、その結果として、不合格となった生徒及び保護者らから、中学校長に対し、調査書の記載内容について問い合わせがされたり、苦情が述べられるなどの事態を招く可能性があり、ひいては調査書を作成する者がありのままを記載することを避けるなど調査書の評定の客觀性、公正さが損なわれる結果として、入学者選抜の合否判定事務の円滑、公正な執行に著しい支障が生じ得ると認められ、さらに、前記図表は各高等学校がその実情に応じて教育方針や学科などの特徴を考慮しながら入学許可候補者の選抜のために設定するものであるから、これを開示することにより、新たな学校間の序列化を生ずることも否定できないことからすると、前記図表部分を開示することにより、教育行政の公正かつ円滑な執行に著しい支障を生ずることが明らかであるとして、前記転記部分及び図表部分は、いずれも埼玉県行政情報公開条例（昭和57年埼玉県条例第67号、平成6年埼玉県条例第5号による改正前）6条1号5法に非開示事由として規定する事務事業情報にあたるとした。

● 福岡高、平3. 4. 10判、平2（行コ）3、行裁集42巻4号536頁

福岡県情報公開条例（昭和61年福岡県条例第1号）に基づき、福岡県内における昭和60年度の各県立高等学校の中途退学者数及び原級留置者数を記録した公文書の開示請求に対し、同県教育委員会が同文書は同条例9条5号所定の非開示事由に該当するとした非開示決定が、同文書を開示することによって、信頼関係や協力関係が著しく損なわれるような第3者は存在しないから、同号に言う「事務事業に関する情報」に該当しないとして、取り消された。

結語

当該事例である神戸地裁並びに大阪高裁の判決を再考すると、西宮市個人情報保護条例の自己情報の開示請求等の権利が謳われている12条の非開示事由の「開示することにより、公正かつ適正な行政の執行が妨げられることが明らかのもの」かどうかの解釈が判断の基準となった。地裁の判断は、明文はされていないが、調査書や指導要録は従来本人や保護者等に開示しない前提で記載される評価等にかかる内部的性格の強い資料であるので、主観的評価部分の開示をすると、通知表との違った表現内容などから本人側より不平不満が生じ、学校側との関係がギクシャクして、教師はそのおそれからマイナス評価等を記載するのをためらうことになり、「公正かつ適正な行政の執行が妨げられることが明らか」であるとした。一方、高裁の判断は、当該文書の主観的評価部分について、昨今開示する学校が増えている傾向を考慮して、開示をしてマイナス評価部分をも含めて本人が自己情報を知ることのほうが、教育的意義があり、教師は日常の指導にて両者間の良好な関係を築くべきであるとして、「公正かつ適正な行政の執行が妨げられることが明らか」ではないと判断した。

また、過去の自己情報についての開示請求にかかる判例を見ると、情報公開制度の法解釈が分かれている。情報公開制度の非開示事由は誰にでも公開すべき情報と誰に対しても公開しない情報を区切るものだから、個人情報は、本人請求による自己情報であっても開示すべきでない。情報公開制度は個人情報が本人以外のものに公開されることによる本人のプライバシー

侵害の防止が趣旨であるので、公開を請求している個人の情報は、非開示事由の『個人情報』にあたらないとの法解釈も有る。そういったことからもセンシティブ情報の自己開示の問題については立法的解決、すなわち政策的な判断が待たれるものである。また、センシティブ情報の事務事業支障性の議論においての判断については、個人情報保護制度並びに情報公開制度の両制度とも同様の結論が導き出され得る可能性が高い。ただし、その論理は前記した解釈の違いにより事務事業支障性あり・なしの判断が分かれるところである。

小学校児童指導要録（参考様式）

様式1（学籍に関する記録）

区分	学年	1	2	3	4	5	6
	学級						
	整理番号						

学籍の記録							
児童	氏名	性別	入学・編入学等	平成 年 月 日 第1学年入学 第 学年編入学			
	平成 年 月 日生						
保護者	氏名	転入学	平成 年 月 日 第 学年転入学				
	現住所						
	氏名	転学・退学等	(平成 年 月 日) 平成 年 月 日				
	現住所						
入学前の経歴		卒業	平成 年 月 日				
学校名及び所在地 (分校名・所在地等)		進学先					
区分	年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度			
	学年	1	2	3			
校長氏名印							
学級担当者 氏名印							
区分	年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度			
	学年	4	5	6			
校長氏名印							
学級担当者 氏名印							

様式2（指導に関する記録）

児童氏名	学 校 名	区分	学年	1	2	3	4	5	6
			学級						
			整理番号						

各教科の学習の記録								総合的な学習の時間の記録					
I 観点別学習状況								学習活動			評価		
教科	観点	学年	1	2	3	4	5	6	学年	観点	評価		
国語	国語への関心・意欲・態度								3				
	話す・聞く能力												
	書く能力												
	読む能力												
	言語についての知識・理解・技術												
社会	社会的事象への関心・意欲・態度												
	社会的な思考・判断												
	観察・資料活用の技能・表現												
	社会的事象についての知識・理解												
算数	算数への関心・意欲・態度								4				
	数学的な考え方												
	数量や图形についての表現・処理												
	数量や图形についての知識・理解												
理科	自然事象への関心・意欲・態度								5				
	科学的な思想												
	観察・実験の技能・表現												
	自然事象についての知識・理解												
生活	生活への関心・意欲・態度								6				
	活動や体験についての思考・表現												
	身近な環境や自分についての気付き												
音楽	音楽への関心・意欲・態度												
	音楽的な感受や表現の工夫												
	表現の技能												
	鑑賞の能力												
図画工作	造形への関心・意欲・態度												
	発想や構想の能力												
	創造的な技能												
	鑑賞の能力												
家庭	家庭生活への関心・意欲・態度								特別活動の記録				
	生活を創意工夫する能力												
	生活の技能												
	家庭生活についての知識・理解												
体育	運動や健康・安全への関心・意欲・態度								行動の記録				
	運動や健康・安全についての思考・判断												
	運動の技能												
	健康・安全についての知識・理解												

II 評定

学年	教科	国語	社会	数学	理科	音楽	図画工作	家庭	体育	備考
3										生命尊重・自然愛護
4										勤労・奉仕
5										公正・公平
6										公共心・公徳心

出欠の記録

学年	区分	授業日数	出席停止・忌引等の日数	出席しなければならない日数	欠席日数	出席日数	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							

児童氏名

総合所見及び指導上参考となる諸事項			
第1学年		第4学年	
第2学年		第5学年	
第3学年		第6学年	

(注)「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄には、以下のような事項を記録する。

- ①各教科や総合的な学習の時間の学習に関する所見
- ②特別活動に関する事実及び所見
- ③行動に関する所見
- ④児童の特徴・特技、学校内外における奉仕活動、表彰を受けた行為や活動、知能、学力等について標準化された検査の結果など指導上参考となる諸事項
- ⑤児童の成長の状況に関する総合的所見

注

- i 学校教育法施行規則54条3項法令用語。一般に「内申書」と呼ばれるものである。
- ii (収集の一般的制限)
 - 第6条：実施機関は、個人情報の収集にあたっては、収集目的を明確にするとともに、その目的達成に必要な範囲内で行わなければならない。
 - 2. 実施機関は、次の各号に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし、法令もしくは条例に基づく時または実施機関が西宮市情報保護審議会（以下「審議会」と言う。）の意見を聞いて、正当な行政執行の範囲内であることが明らかであると認めたときは、この限りでない。
 - (1)思想、信条および宗教に関するもの
 - (2)社会的差別の原因となるもの
- iii (収集方法の制限)
 - 第7条：実施機関は、個人情報を収集する時は、当該個人（以下『本人』と言う。）から直接収集しなければならない。
 - 2. 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本人以外のものから個人情報を収集することができる。
 - (1)本人の同意があるとき。
 - (2)法令または条例に基づくとき。
 - (3)個人の生命、身体の安全、財産を保護するため緊急を要するとき。
 - (4)公表された事実であって実施機関が別に定めるとき。
 - (5)審議会の意見を聞いて公益上特に必要があると認めたとき。
 - 3. 実施機関は、前項第5号の規定により本人以外のものから個人情報を収集した時は、実施機関が別に定める場合を除き、その旨を本人に通知し、または公表しなければならない。
 - 4. 法令または条例などの規定により、本人が申請行為其の他これに類する行為を行った場合は、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。
- iv (利用提供の制限)
 - 第8条：実施機関は、個人情報を収集目的の範囲を超えて利用し、または実施機関以外のものに提供（以下『目的外利用等』と言う。）してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
 - (1)本人の同意があるとき
 - (2)法令または条例に定めがあるとき
 - (3)個人の生命、身体の安全、財産を保護するため緊急を要するとき
 - (4)公表された事実であって実施機関が別に定めるとき
 - (5)正当な行政執行のため明らかに必要があるとき
 - (6)その他実施機関が審議会の意見を聞いて特に必要があると認めたとき
 - 2. 実施期間は、前項第5号または第6号の規定により目的外利用等を行おうとする時は、実施機関が別に定める場合を除き、事前にその旨を本人に通知し、または公表しなければならない。
- v 2000年（平成12年）9月、文部大臣諮問機関「教育課程審議会」は原則開示方針を固めた。
(朝日新聞 平成12年9月15日)
- vi 市川須美子「教育自己情報開示請求—積極論」ジュリ増刊1120号「情報公開・個人情報保護」(75)
- vii 中川丈久「情報公開制度における本人開示について（下）」、自治研究74巻8号（1998）

参照文献

- 市川須美子「教育自己情報開示請求—積極論」、ジュリ増刊1120号「情報公開・個人情報保護」
中川丈久「情報公開制度における本人開示について（下）」、自治研究74巻8号（1998）

参照判例

浦和地、平9. 8. 18判、平4 (行ウ) 7、行栽集48巻7・8号562頁
浦和地、平11. 1. 25判、平8 (行ウ) 9等、判例地方自治189号68頁
大阪高、平8. 9. 27判、平7 (行コ) 76、行栽集47巻9号957頁
大阪高、平11. 11. 25判、平10 (行コ) 18、判例自治207号65頁
神戸地、平7. 11. 27判、平6 (行ウ) 18、行栽集46巻10・11号1033頁
神戸地、平10. 3. 4判、平7 (行ウ) 7・8、判例自治187号43頁
東京地、平8. 5. 23判、平6 (行ウ) 77、判例地方自治169号37頁
東京高、平9. 3. 12判、平8 (行コ) 68、高民集50巻1号85頁
長野地、昭62. 10. 22判、昭62 (行ウ) 9、行栽集38巻10号1423頁
長崎地、平10. 11. 18判、平10 (行ウ) 4、判例地方自治186号26頁
福岡高、平3. 4. 10判、平2 (行コ) 3、行栽集42巻4号536頁

参照法条

憲法13条、21条

学校教育法施行規則

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）7条、13条

埼玉県行政情報公開条例 6条、7条

東京品川区情報公開条例 1条、7条

長野県公文書公開条例

長崎県情報公開条例 9条

西宮市個人情報保護条例 12条

西宮市公文書公開条例 7条

福岡県情報公開条例 9条

参考添付資料

1. 小学校児童指導要録 様式1 (学籍に関する記録)

2. 小学校児童指導要録 様式2 (指導に関する記録)

3. 総合所見及び指導上参考となる諸事項

(原稿受理 2001年11月28日)